

葬祭組合告示第1号

平成24年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年1月20日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成24年2月9日(木)午後3時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成24年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成24年2月9日(木曜日)午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番	及川俊子(副議長)	四街道市議会選出
2番	川名部実	佐倉市議会選出
3番	伊藤壽子	佐倉市議会選出
4番	藤和雄(議長)	佐倉市長
5番	佐渡斉	四街道市長
6番	広瀬義積	四街道市議会選出
7番	御園生浩士	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久	酒々井町長
会 計 管 理 者	浅野恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏	

○構成市町出席職員

佐 倉 市	大野直道	経済環境部長
佐 倉 市	高橋竹男	環境保全課長
四 街 道 市	竹内輝夫	環境政策課長
酒 々 井 町	矢部雄幸	民生担当参事
酒 々 井 町	越川光司	生活環境課長

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 幹	藤方英和
事 務 局 副 主 幹	中村忍

○連絡員

施設管理班主査	門山幸子
施設管理班副主査	織田勝広
施設管理班副主査	相京夕起夫
総務班主任主事	馬場樹里

○会期

平成24年2月9日(木曜日) 1日

○議事日程

平成24年2月9日(木曜日)午後3時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決
- 日程第6 一般質問

○議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 平成24年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算
- 議案第4号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

開会の宣告

午後3時00分 開会

- 議長（蕨 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成24年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
-

諸般の報告

- 議長（蕨 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査及び定期監査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄） それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、及川俊子議員、御園生浩士議員の両名を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（蕨 和雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日と決しました。
-

行政報告

- 議長（蕨 和雄） 日程第4、行政報告を事務局からお願いいたします。
- 事務局長（石井八仁） はい、議長。
- 議長（蕨 和雄） 事務局長。
- 事務局長（石井八仁） 事務局長の石井と申します。お許しをいただきまして、行政報告を申し上げます。
- まず、平成23年10月26日に防災訓練を実施したところでございます。
- 火災等が発生したとき、斎場勤務者が動揺することなく、また状況に応じた行動ができるよう、訓練を通し、防災意識や適応能力の向上を図ることを目的とし、当日は佐倉消防署職員、消防設備保守点検委託業者の協力によりまして、斎場に勤務する職員30名が参加いたしまして、訓練を実施したところでございます。

次に、東日本大震災に係る感謝状の授与につきまして、ご報告をさせていただきます。

当組合では、千葉県、構成市町、関係社会福祉協議会を初め、導師関係者、ボランティア等関係各位

のご協力をいただきまして、広域火葬を実施いたしましたところでございます。

このたび、その功績に対し、平成24年1月12日に管理者出席のもと、千葉県知事から感謝状が贈呈されました。今、議長の後ろに掲示してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

議案の上程

○議長（蕨 和雄） 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題とします。

それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（蕨 和雄） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。

本日ここに平成24年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成23年度の千葉県人事委員会勧告に伴う給与等の改正の実施については、平成23年11月30日までに関係条例の一部を改正して公布する必要がありました。

本来は、組合議会の議決をいただくべきところ、勧告が例年よりおくれたこと及び諸般の状況から、組合議会を開催することが困難でした。

そこで、関係する条例の一部改正について、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

次に、議案第2号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,874万2,000円としようとするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。

歳入につきましては、2款使用料は霊安室使用料及び式場使用料を減額し、5款繰越金は前年度繰越金を増額しようとするものでございます。

歳出につきましては、人件費及び職員共済組合負担金の増額、夏期の節電及びガスの契約変更に伴う光熱費の減額、入札執行差金に伴う委託料の減額で、残額を財源調整として財政調整基金に積み立てしようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成24年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。

以下、その概要を申し上げます。

平成24年度の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,380万円でありまして、対前年度比2,794万円、11.4%の増となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、組合の主たる財源であります構成市町からの負担金として1億9,467万8,000円、火葬場、式場などの使用料が7,265万2,000円、基金繰入金として250万円、繰越金として350万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。

3款事業費の運営費につきましては、斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費で、火葬炉設備の大規模な改修工事が増額の主な要因でございます。

次に、議案第4号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてですが、銚子市及び松戸市から、平成24年4月1日から共同処理の追加依頼があったことに伴い、千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明をさせます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（蕨 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いいたします。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（蕨 和雄） 石井事務局長。

○事務局長（石井八仁） それでは、私から議案の補足説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料、議案第1・4号資料をごらんいただきたいと思います。

この1ページをお開きいただきたいと思います。こちら議案第1号資料でございます。専決処分の承認を求めることについて。

1、専決処分の理由でございますが、平成23年度の千葉県人事委員会勧告に伴う給与等の改定の実施については、去る平成23年11月30日までに関係条例の一部を改正して公布する必要性がありました。本来は、組合議会の議決をいただくべきところ、勧告が例年より2カ月おくれたこと及び諸般の状況から、組合議会を開催することが困難でした。そこで、次の条例を改正することについては、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものです。

2の改正条例でございますが、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般職職員の給与に関する条例、それと佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2点でございます。

3で給与改定の主な事項でございますが、四角の中に書いてございます。本年の給与改定のポイントでございますが、千葉県人事委員会の給与改定マイナスの0.27%、これに合わせまして給料の引き下げ

を改定してございます。下の給料の引き下げについてですが、千葉県人事委員会勧告に準じ、高年齢層の職員が在籍する号給に重点を置いて引き下げる。なお、当組合の状況は職員12名中、引き下げ対象者は7名ですということでした。

それから、2ページ目ですが、4番の専決処分日は平成23年11月30日。

5番、実施時期が平成23年12月1日からの実施となっております。

6番につきましては、佐倉市、四街道市、酒々井町、それから各組合の状況でございます。

以上で第1号議案の説明は終わります。

次に、第2号議案です。平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)についてのご説明をいたします。予算書をごらんいただきたいと思います。

それでは、議案第2号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。合計で80万円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ2億4,874万2,000円にしようとするものでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。歳入の補正につきましてご説明いたします。

まず、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料の霊安室使用料につきましては、例年に比べ夏季の利用が少なかったことから、34万2,000円の使用料を減額しようとするものです。式場使用料につきましても、夏季、特に6月の使用件数が少なかったことから、39万3,000円の減額補正をしようとするものでございます。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の定期預金に対する利子の増による1万6,000円を補正するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、管理運営費分の歳計剰余金の150万円を増額補正をして、繰越金を500万円としようとするものでございます。

6款諸収入、2項預金利子、1目預金利子、1節預金利子につきましては、歳計金を定期預金に組みかえて発生した利子1万9,000円を増額補正するものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。歳出の補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、それと3節職員手当及び4節共済費の増額につきましては、職員の異動等による増額と共済負担金の負担率の増加による補正でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。3款の事業費、1項運営費、1目運営費の11節需用費につきましても、印刷製本費の9万円の補正は、斎場の使用許可申請書の印刷費用でございます。光熱水費200万円の減額補正は、この夏の節電により浮いた電気料金50万円、それと大口契約により削減できたガス料金の130万円と上下水道料金を20万円減額するものでございます。13節委託料は、機械設備保守点検・定期清掃委託料の契約差金である金額139万5,000円と火葬炉運転業務委託料の契約差金124万7,000円を減額しようとするものでございます。工事請負費につきましても、施設改修工事の契約差金の26万3,000円を減額補正するものです。備品購入費につきましても、第3告別室の備品購入の契約差金44万2,000円を減額するものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。4款諸支出金、1項基金費、1目基金費、25節積立金につきましては、この補正に係る財源調整のため270万9,000円を財政調整基金に、施設整備に係る差金及び利子の71万7,000円を施設整備基金に積み立てるものでございます。

16ページ以降につきましては、給与費の明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと思いません。

議案第2号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号の平成24年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般会計予算、その説明をさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

予算書の、まず6ページをお開きいただきたいと思えます。平成24年度の予算額は2億7,380万円で、23年度と比較いたしまして2,794万円の増額となっております。この主な要因は、後ほどご説明いたします火葬炉設備改修工事に伴うものでございます。

まず、歳入からご説明をしていきたいと思えます。8ページをお開きいただきたいと思えます。

1款分担金及び負担金につきましては、各構成市町からいただいております負担金でございます。1億9,467万8,000円を計上しております。前年と比較いたしまして2,884万3,000円の増額となっております。内訳につきましては、予算書の33ページに市町負担金算出基礎の表がございますので、そちらをごらんいただきたいと思えます。その表には、佐倉市は管理運営費負担金について、その表の中段の小計欄に記載のとおり、1億740万2,000円で、負担割合が55.17%となっております。前年と比較いたしまして1,649万8,000円の増額となっております。四街道市は、管理運営費負担金として6,733万6,000円、負担割合は34.59%で、928万5,000円の増額となっております。酒々井町は、管理運営費負担金は1,994万円、負担割合は10.24%で、306万円の増額となっております。

8ページに戻っていただきまして、次に2款使用料及び手数料につきまして、こちらは39万6,000件の7,265万2,000円を見込んでおります。詳しい内容といたしましては、まず火葬場使用料につきましては、組合内と組合外を合わせまして2,059万2,000円を計上してあります。組合内は、身体の一部等すべてを含めまして1,416万2,000円を見込んでいます。これは火葬件数を、今年度見込みより44件増の2,392件を見込んでいます。組合外は、前年より1件減の85件、643万円を見込んでおります。霊柩車使用料は、近年利用件数が減少していることから、前年比20件減の172件で、10万5,000円減の90万3,000円を見込んでいます。待合室使用料につきましても、年々有料分の利用が減少していることから前年比17室減の691室で5万3,000円減の217万6,000円を見込んでいます。霊安室使用料は、前年比16件減の428件で、5万円減の337万5,000円を見込んでいます。次の式場使用料につきましては、前年と同じく利用率といたしましては、約96%を見込んで576件の利用を見込んでおります。4,536万円を計上してあります。施設使用料は、売店の使用料12万円を計上してあります。次の告別室使用料ですが、第3告別室の使用料として24件、12万6,000円を計上したものでございます。

次の2項定数料でございますが、これは分骨証明及び火葬証明書の発行手数料1万9,000円見込んでおります。

次の3款財産収入、1項、財産運用収入、1目利子及び配当金は、財政調整基金及び施設整備基金の利子として3万1,000円を見込んだところでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の残額が少なくなっていることから、施設整備基金からは繰り入れずに、財政調整基金のみから250万を繰り入れたものでございます。

5款の繰越金につきましては、前年度と同額の350万円を見込んでおります。

次の10ページの6款諸収入、1項預金利子につきましては、歳計金の預金利子として2万円を計上し

てあります。

2項雑入は、売店部分の電気料金代や分骨用の骨壺代等の収入40万円を見込んでいます。

次に、歳出の説明を行います。予算書の12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款の議会費でございますが、組合議員7名の報酬等でございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年度と比較いたしまして265万4,000円増の1億2,056万2,000円を計上しております。これは職員の人事異動及び共済費等の改正によるものでございます。報酬の9万円は、情報公開・個人情報保護審査会委員の3名分の報酬でございます。給料、職員手当、共済費につきましては、管理者及び職員12名分の給料等でございます。7節の賃金は、2名の臨時職員を見込んでおります。11節需用費の消耗品費は、事務用消耗品等の購入費及び電算機器の修繕費等でございます。13節の委託料は、財務会計機器保守委託料等でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、職員研修負担金等でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。2項の監査委員費、1目監査委員費は、前年と同額で、監査委員2名分の報酬と旅費でございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。3款事業費、1項運営費、1目運営費でございますが、前年と比較いたしまして3,019万3,000円増の1億5,159万9,000円を計上しております。この主な理由といたしましては、経年劣化及び計画の想定を上回る近年の火葬件数の増加などの理由により、火葬炉設備の改修工事費を計上したことによるものでございます。

それでは、11節需用費から説明いたしますと、需用費全体では3,783万1,000円を計上しております。これは前年と比較いたしまして206万3,000円の減となっております。まず、消耗品費234万6,000円につきましては、施設管理消耗品、式場等用消耗品、共用施設用消耗品の購入代でございます。光熱水費は、前年と比較いたしまして221万1,000円減の3,247万5,000円を計上しております。内訳といたしましては、電気料金は今後の値上げを見込みまして、1,403万5,000円ということで前年と同額を計上してございます。ガス料金は、平成23年度中途から大口契約に移行して経費の削減を図ったところでございまして、前年比209万円減の1,661万円を計上したものでございます。上下水道料は、12万1,000円減の183万円でございます。

13節委託料は、委託料全体におきまして、前年と比較いたしまして177万8,000円の減の6,402万5,000円となっております。減額の主な理由といたしましては、今年度において施設運営管理業務委託及び火葬炉運転業務委託については3カ年継続契約を実施したことにより、金額が確定し、前年と比較いたしまして減額となったものでございます。その他の業務委託につきましては、多少の金額の変動はあるものの、業務内容につきましては前年とほぼ同様となっております。

15節の工事請負費4,865万1,000円の内訳につきましては、冒頭に申し上げましたように、火葬炉設備改修工事が3,719万1,000円となっております。この火葬炉の改修工事は、4年間において1系統2炉ずつ火葬炉内の耐火レンガの積みかえ及び計装機器の交換等の工事を実施していくものでございます。次の冷温水発生機改修工事につきましては、2台ある冷温水発生機のうち、1台の分電盤交換及びガスバーナーの交換工事でございます。パッケージエアコン改修工事につきましては、遺族控室及び火葬棟の専用室内のエアコン、計6台の室内機、室外機等の改修工事でございます。次の誘導灯改修工事につきましては、斎場施設内の誘導灯29基の照明器具を交換する工事でございます。誘導灯の老朽化により交

換時期となっていることから、この際全基をLED照明器具に交換しようとするものでございます。空調換気扇改修工事につきましては、2階の遺族控室及び業者控室の換気扇を交換するものでございます。

18節備品購入費は、式場の祭壇関係備品と掃除機、電気ポット等の購入を予定しているところでございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。4款諸支出金、1項基金費、1目基金費につきましては、預金により発生した利子を基金に積み立てようとするものです。その合計で3万1,000円でございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。5款の予備費は、前年と同額の100万円を計上しております。26ページ以降は、給与費の明細を記載してございます。

以上で議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、最初の議案第1・4号資料に戻っていただきまして、この資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

1、協議理由でございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から、下記事務について、平成24年4月1日から共同処理の追加依頼のあったことに伴い、千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約を変更して制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、千葉県市町村総合事務組合を組織する各地方公共団体の議会の議決を求めるものですということです。

2におきまして、規約変更の内容でございますが、(1)の共同処理追加事務ということで、銚子市につきましてはの公平委員会に関する事務、松戸市につきましてはの議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償、の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償です。(2)の規約の一部改正ですが、上記のことから、組規約中、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行うものですということです。

3番の施行期日ですが、平成24年3月中に千葉県知事から許可を得た後、平成24年4月1日から施行するものですということです。

次の5ページには、参考法令等を記載してございます。

以上で細部説明は終了させていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(蕨 和雄) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○3番(伊藤壽子) はい。

○議長(蕨 和雄) 伊藤議員。

○3番(伊藤壽子) 補正予算です、2号です。補正予算の財調の基金残高を教えてください。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(蕨 和雄) 事務局長。

○事務局長(石井八仁) この補正終了後の金額でございますが、財政調整基金積立金につきましては、1,695万1,227円となります。それから、施設整備基金につきましては、4,254万4,517円となる予定でございます。

○議長（蕨 和雄） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 質疑なしと認めます。

討 論

○議長（蕨 和雄） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（蕨 和雄） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

一般質問

○議長（藤 和雄） 日程第6、一般質問を行います。

3番、伊藤議員の質問を許します。

○3番（伊藤壽子） はい。

○議長（藤 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 議席3番、伊藤壽子です。お許しをいただきまして一般質問させていただきます。

まず、大項目別に質問させていただきます。1項目めといたしまして、入札制度の改善についてです。

1番、現行の入札制度について伺います。平成15年11月1日制定、同日施行された佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合入札予定価格の事前公表に関する事務取扱要領第1条、総則によりますと、入札契約制度に関する情報を事前に公表することによって、入札及び契約制度の透明化を図り、もって市、町民の公共事業に対する信頼を高めるため、管理者の発注する事業に関し、入札予定価格の事前公表について、必要な事項を以下のとおり定めるものとするとのあります。

第2条、事前公表の対象では、事前公表の対象となる事業について定めてあり、また同組合入札結果等の公表に関する事務取扱要領には、第7条、予定価格の事後公表が定められています。しかし、平成19年3月1日制定、同日施行された佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の一般競争入札及び事務処理等に関する要綱の附則では、経過措置2として組合入札制度要綱、要領等、これは平成15年11月1日制定に規定する入札予定価格の事前公表及び事後公表に関する事務取扱については、公表しないものとするのつけ加えています。さらに、平成19年12月28日制定、同日施行された葬祭組合契約事務要綱によると、第8条、予定価格の決定では、あらかじめ予定価格を定めなければならないと定めていますが、第12条、予定価格の公表では、継続性または反復性を伴う事業で、事前または事後にこれを公表することにより、組合に不利益が生じるおそれがある場合は、これを公表しないものとするとしています。

当初の事務取扱要領から入札の透明性が後退した理由及び具体的な組合に不利益を生じる事例について伺います。また、2点目といたしまして、今後の改善の取り組みについても伺います。また、前の議会でも質問いたしましたが、1社随契についても含めて、改善の取り組みについて伺います。

以上、これでまず一たん終わります。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（藤 和雄） 管理者。

○管理者（小坂泰久） ご質問の現行の入札制度についてのご質問でございますが、組合では平成19年度から制限付き一般競争入札を導入いたしまして、現在に至っております。予定価格の事前及び事後の公表に関してですが、組合の斎場に関する事業は、事業の専門性、特殊性から、人件費事項や仕様内容等に継続性や反復性を伴うものが大半であるという課題がございます。そのため、予定価格の事前及び事後の公表をすることによって組合に不利益となるおそれがあります。これが懸念として払拭できないことから、平成19年12月に組合の契約事務要綱を改正して、このような懸念がある場合は予定価格の公表はしないものとして取り扱いをしております。

今後の改善の取り組みについてでございますが、入札制度のあり方について、国や県の指針等を参考に検討を重ねまして、入札参加業者の拡大や入札対象事業の拡充等の改善に努めてまいりたいと考えております。予定価格の公表についても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○3番（伊藤壽子） 議長。

○議長（藤 和雄） 伊藤議員、同質問については2回までですので、よろしくお願いします。

○3番（伊藤壽子） わかりました。

1社随契については、これも含めて同じように拡大、拡充について検討していくというふうにとって
もよろしいでしょうか。また、具体的に不利益を生じる事例について伺ったのですが、それにつきまし
てもうちょっと具体的なご答弁をお願いしたいと思います。

○事務局長（石井八仁） 議長。

○議長（藤 和雄） 事務局長。

○事務局長（石井八仁） まず、1社随契等に対する検討ということでございますが、毎年随契等におき
ましても、執行前には発注方法についていろいろ検討しているわけですが、今後も執行の前にいろいろ
検討を重ねまして、次年度以降の工事事業について、その入札が可能な事業につきましては入札にする
ようなことを検討していきたいと考えております。

それと、予定価格を公表しない、その具体的な不利益ということでございますけれども、これまで不
利益という事例は特に発生しておりませんけれども、その不利益な事例といたしまして考えられるところ
につきましては、高値入札を誘導する結果になっていると、それとまた極端な入札金額の低下により、
不適切な人材等による斎場業務等の低下などが考えられるところでございます。それによりまして、斎
場の適正な管理運営や組合の使命が達成できないというようなことが想定されるというようなことで
ございます。

以上です。

○3番（伊藤壽子） はい。

○議長（藤 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） ご検討いただくということで、では次に移らせていただきます。

清掃組合との統廃合について伺います。まず、これまでの経緯についてです。清掃組合との統廃合に
ついて、当組合では調査を行ってきたと伺いました。統廃合が検討された経緯と現在抱えている当組合
の問題点について伺います。また、今後の見通しについても伺います。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（藤 和雄） 管理者。

○管理者（小坂泰久） まず、1点目のこれまでの経緯についてのご質問でございますが、平成17年7月
に千葉県から一部事務組合の再編、統合が提案されたことに伴い、平成18年7月より佐倉市、四街道市、
酒々井町葬祭組合と佐倉市、酒々井町清掃組合で検討をしたところでございます。また、平成20年3月
に印旛郡市広域市町村圏事務組合内に印東地区一部事務組合事務共同処理検討委員会が設置され、一部
事務組合の再編、統合についてさまざまな検討を行ってまいりました。平成22年度においても、事務担
当者による検討を重ねていたところでございます。今後の見通しにつきましてはのご質問でございますが、
組合の統廃合につきましては、今後も引き続き組合の事務担当において検討してまいりたいと考えてお
ります。

以上でございます。

○3番（伊藤壽子） はい。

○議長（藤 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 昨年度これについては調査を行ったと伺っております。具体的にいろいろな問題が

出てきた、そこで出てきているのかどうか、そのこともあわせてお聞きしたかったのですが、ただむやみやたらに統廃合がメリットがあるというところではなくて、その中でも事務部門の統合とか、そういうような手法的なところ、いかにしたら効率的な手法があるのかということ、統廃合ありきではなく考えていく必要があると思います、これは私の意見なのですが、それも含めましてご見解を伺います。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（蕨 和雄） 石井事務局長。

○事務局長（石井八仁） 先ほど管理者が申しあげましたように、これまでいろいろと検討してきたところでございます。特に事務レベルの調査検討の中では、事務的に事務部門において統合できるようなメリットも多少あるということですが、現在のところ、この組合の統合関係につきましては、実際には凍結状態というような状況で、今後関係団体とまた調整等を行いながら検討していきたいというようなところでございます。

○3番（伊藤壽子） はい。

○議長（蕨 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 現状としては凍結ということで、動きがないということですが、せっかく調査をされたということですので、それを踏まえながらどういうふうな改善点があるのかということ、できるだけ議会のほうにもご説明をしていただきたいと思います。

では、3点目、化学物質過敏症問題について伺います。1点目といたしまして、総合防除、これはできるだけ農薬、化学物質を使わない建物管理の導入についてです。全国では、成人で70万人、子供も入ると100万人が化学物質過敏症患者、これの健康被害を受けています。佐倉市では、今年度より公共施設における総合防除の視点から建物管理を行っています。不特定多数の方が利用される当施設でも、健康被害を防ぐ取り組みが求められます。まずは、どれだけの薬剤を使用してこの建物を管理しているのか、これを調査する必要があると思います。また、その上で、薬剤をできるだけ使用しない方法を検討していくべきだと思います。ご見解を伺います。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（蕨 和雄） 管理者。

○管理者（小坂泰久） 総合防除につきまして、建物管理にできるだけ化学物質を使わない方法の導入についてということですが、今後導入の検討をしてみたいと考えております。よろしく願います。

○3番（伊藤壽子） はい。

○議長（蕨 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 非常に前向きなご回答をいただきまして、非常にうれしく思っております。実は私も、先ほどからちょっとぐあいが悪くなってきておりまして、やはりかなりここも化学物質を使って管理をされていると思います。まず、過去5年間のどのような薬剤使用をしているのかという、農薬、化学物質の使用状況の調査をお願いして、その情報をいただきたいと思います。

これをお願いして、これで終わりにさせていただきます。

○議長（蕨 和雄） 要望でよろしいですか。

○3番（伊藤壽子） はい、要望で結構です。

○議長（蕨 和雄） ほかに関連質問がございましたら、願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ないようでございますので、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（藤 和雄） これにて平成24年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時50分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

議 員 及 川 俊 子

議 員 御 園 生 浩 士